

# Japan Tax Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人

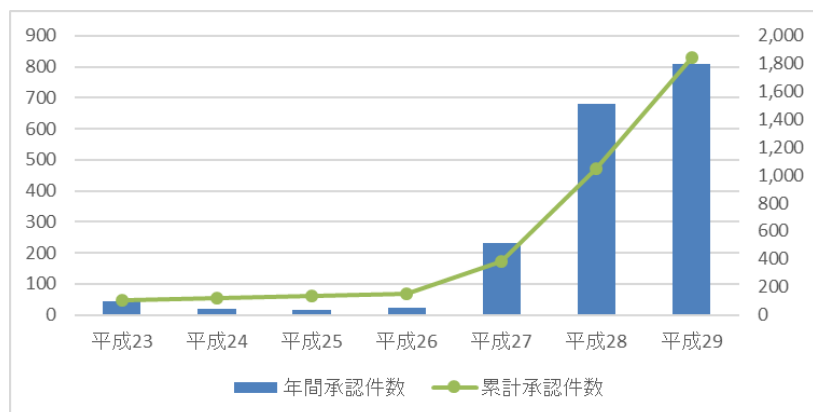
2019年8月1日号

## 令和元年度税制改正によるスキャナ保存の見直し ～承認件数の増加が顕著なスキャナ保存。本改正により、過去分の重要書類のスキャナ保存も可能に～

### 1. はじめに

国税庁が公表した「平成 29 年度 電子帳簿保存法に基づく電磁的記録による保存等の承認状況」によると、スキャナ保存承認件数が累計で 1,846 件となった。平成 17 年度にはじまったスキャナ保存制度は、当初求められていた厳しい要件のため、平成 26 年度までは承認が 152 件に留まっていたが、平成 27、28 年度の税制改正により大幅に要件が緩和され、これを採用する企業が増加している。平成 29 年度、30 年度と大きな改正はなかったが、令和元年度税制改正では、承認前の過去分の重要書類についても電子保存を可能とする改正が行われた。

#### 【スキャナ保存承認件数の推移と規制緩和の経緯】



(出典) 国税庁「平成 29 年度 電子帳簿保存法に基づく電磁的記録による保存等の承認状況」をもとに筆者作成

年度	規制緩和の経緯	年間承認件数	累計承認件数
平成23	スキャナ保存制度、要件緩和の検討開始が閣議決定	43	103
平成24	—	18	120
平成25	内閣府規制改革会議にて、早期緩和を委員全員が賛成	15	133
平成26	「規制改革実施計画」に規制緩和が織り込まれる	21	152
平成27	電子帳簿保存法改正 ・金額上限(3万円)の撤廃 ・電子署名付与の撤廃(タイムスタンプ、適正事務処理要件)	233	380
平成28	電子帳簿保存法改正 ・スキャナ、デジカメ利用可能 ・A4以下はサイズ情報の保存不要	680	1,050
平成29	国税庁から新通達 ・「3日以内」に電子化ができなかった場合の指針が示される	809	1,846

(出典) 国税庁「平成 29 年度 電子帳簿保存法に基づく電磁的記録による保存等の承認状況」をもとに筆者作成

## 2. スキャナ保存制度の概要

### (1) 対象となる書類

スキャナ保存の対象となる書類は、国税関係書類のうち、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第3条第3項」に規定する書類(棚卸表、貸借対照表及び損益計算書などの計算、整理又は決算関係書類)以外の書類である。

さらに、対象となる書類は資金や物の流れとの関連に着目して、「重要書類」と「一般書類」に分けて取扱いが定められている(下表ご参照)。「重要書類」の例示としては、契約書、納品書、請求書、領収書等が挙げられ、また、「一般書類」としては、検収書、見積書、注文書等が挙げられている。

### (2) 適用要件

スキャナ保存制度を利用したい企業は、下表で示す要件を充足するとともに、スキャナ保存を開始する日の3カ月前までに、所定の申請書と添付書類を所轄税務署長へ提出する必要がある。

【スキャナ保存要件概要】(令和元年6月30日以前。7月1日以降の変更点は下記3(2)ご参照)

要件		重要書類	一般書類
真 実 性 の 確 保	入力期間の制限	【早期入力方式】受領後、速やか(1週間以内)に行う 【業務処理サイクル方式】業務の処理に係る通常の間(1カ月以内)を経過した後、速やか(1週間以内)に行う	適時に入力
	解像度・カラー階調	解像度が200dpi相当以上、256階調以上(24ビットカラー)	白黒階調
	タイムスタンプの付与	1つの画像データに対して、日本データ通信協会認定業者のタイムスタンプを付与する 受領者本人が入力を行う場合は、受領後、特に速やか(3日以内)に行う	タイムスタンプは必要、タイミングは※参照
	読取情報の保存	読取時の解像度、階調、大きさに係る情報を保存する	不要
	バージョン管理	画像データの訂正・削除の履歴を確認できるシステムを具備する	同左
	入力者等情報の確認	画像データの入力者又はその監督者の情報を確認できるようにする	同左
	適性事務処理要件	① 相互けん制(受領から入力までの各事務を別の者が実施) ② 定期的な検査(処理内容の確認体制・手続) ③ 不備発生の場合の原因究明・改善策検討体制に関する規定を定め、業務処理の設計と運用が担保されること	不要
可 視 性 の 確 保	帳簿との相互関連性の確保	国税関連書類と関係する国税関係帳簿の関連性を確認できるようにする	同左
	見読可能装置の備付	① カラーディスプレイやカラープリンタ等で、整然とした形式で速やかに出力できるようにする ② 4ポイントの大きさの文字が認識できるようにする	白黒可 ②は同様
	システム関連書類の備付	システム概要図、仕様書、操作説明書及び事務手続マニュアル等を備え付ける	同左
	検索機能の確保	取引年月日、取引金額、その他主要項目を、範囲指定及び組合せ(AND)で検索できるようにする	同左

(※)受領者本人が入力を行う場合は、過去分の書類は読取りの際に特に速やかに。承認後に受領する書類は、受領後特に速やかに。

## 3. 令和元年度税制改正によるスキャナ保存制度の見直しの概要～緩和された内容について

令和元年度税制改正では、スキャナ保存制度を採用している企業及びこれから申請する企業にとって、利便性の高い法令改正及び運用の見直しが講じられる。

### (1) 法令の改正

これまでは、承認前に受領等をした重要書類は、スキャナ保存を行うことができなかった。今般の「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則」の改正により、スキャナ保存の承認を受けている保存義務者は、これら過去分の重要書類について、適用届出書を提出した場合には、一定の要件を満たすことで、スキャナ保存が可能となった。令和元年9月30日以後に提出する適用届出書に係る重要書類から適用される。なお、令和元年7月17日に適用届出書の新様式が国税庁より公開された。

>> [\[手続名\]国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請](#) (国税庁ウェブサイト)

## (2) 運用上の見直し

### ■ 承認申請手続の見直し

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA) による要件適合性の確認 (「認証」) を受けた市販ソフトウェアを利用する場合は、承認申請書の記載事項や添付書類を一部省略することが可能となった。令和元年 9 月 30 日以後に行う承認申請から適用される。なお、記載事項を省略した新様式の「国税関係帳簿の電磁的記録による保存等の承認申請書 (市販のソフトウェアのうち JIIMA の認証を受けているもの)」が国税庁より公開されている。

>> [\[手続名\]国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請](#) (国税庁ウェブサイト)

### ■ 事前相談窓口の設置

各企業等において受託開発されるシステムや、自社開発のシステムを対象とした要件適合性に関する事前相談の窓口が、各国税局及び税務署に設置された。

>> [電子帳簿保存及びスキャナ保存制度における要件適合性に関する事前相談窓口のご案内](#) (国税庁ウェブサイト)

### ■ 取扱通達等の改訂

電子帳簿保存法取扱通達のうちスキャナ保存に関連する箇所では、入力期間の制限及び検索機能について改正が行われた。

番号	項目	改正後	改正前
4-20	速やかに行うことの意義	作成又は受領後おおむね <u>7 営業日</u> 以内 その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、 <u>おおむね 7 営業日</u> 以内	作成又は受領後 <u>1 週間</u> 以内 その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、 <u>1 週間</u> 以内
4-21	業務の処理に係る通常の期間の意義	月をまたいで処理することも通常行われている業務処理サイクルと認められることから、 <u>最長 2 カ月</u> の業務処理サイクル	月次処理については通常行われている業務処理サイクルと認められることから、 <u>最長 1 カ月</u> の業務処理サイクル
4-23	特に速やかに行うことの意義	作成又は受領後おおむね <u>3 営業日</u> 以内	作成又は受領後 <u>3 日</u> 以内
4-39	スキャナ保存の検索機能における主要な記録項目	検索は国税関係書類の種類別又は <u>勘定科目別</u> に	検索は国税関係書類の種類別に

また、本改正に対応し「電子帳簿保存法一問一答」も更新され、国税庁より公開されている。

>> [電子帳簿保存法 Q&A\(一問一答\)](#) (国税庁ウェブサイト)

## 4. おわりに

平成 27 年、28 年に大きな改正が行われた以降も、運用の明確化や見直しがされ、令和元年度の税制改正にて過去分重要書類の電子化も可能となり、徐々に納税者にとっての利便性が向上している。ただし、スキャナ保存については、多岐にわたる事務処理要件とシステム要件が求められており、十分な要件適合性の検討が必要となる。検討の際に参照すべき情報は相当量存在し、解釈や判断に迷うことも少なくない。自社で国税関係帳簿書類の電子保存の推進を検討する際には、専門家に相談されることをお勧めする。

(東京事務所 吉田 賢)

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/controversy-nl](http://www.deloitte.com/jp/tax/controversy-nl)

## 問い合わせ

### デロイトトーマツ税理士法人

#### 東京事務所 タックス マネジメント コンサルティング

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3  
丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800(代)

### 大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1  
淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000(代)

### 名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1  
JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533(代)

email [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要 [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。DTTL (または"Deloitte Global") および各メンバーファーム並びにそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、東ティモール、ミクロネシア連邦、グアム、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、パラオ、バプアニューギニア、シンガポール、タイ、マーシャル諸島、北マリアナ諸島、中国(香港およびマカオを含む)、フィリピンおよびベトナムでサービスを提供しており、これらの各国および地域における運営はそれぞれ法的に独立した別個の組織体により行われています。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービス提供をしています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com))をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2019. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001